

質疑回答書

件名： 香南清掃組合旧ごみ焼却施設解体撤去工事

回答日：令和5年10月20日
香南清掃組合

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
1	発注仕様書	2	工事範囲及び内容 ※組合より以下の追加事項があります。 添付図面のコンテナハウスを、煙突解体後の跡地に移設してください。	
2	発注仕様書	2	5) 工事範囲および内容 「本工事は設計・施工一括発注であるため、受注者は本仕様書及び図面に明記されていない事項であっても、本工場の目的達成のために必要な工事及びその費用、並びに工事の性質上、当然必要とされるすべての工事及びその費用は受託者がすべて負担しなければならない。」とありますが、現地調査及び開示資料等から想定できない地下構造物、仮設物等が発見され、撤去が必要な場合には、協議の対象になるものと解してよろしいでしょうか。	想定外のケースについては適宜、組合、施工監理業者及び請負業者の3者にて協議とします。
3	発注仕様書	3	工事範囲及び内容 (5)解体跡地整備(3) アスファルト舗装は既設駐車場同等とありますが、既設駐車場の仕様をご教示ください。	構内舗装・排水設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課)に従うものとします。
4	発注仕様書	15	7) 仮設事務所等 施工監理者様の事務スペース、備品、ロッカー等は、受託者の会議室等の一面に確保することでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	発注仕様書	18	3) アスベスト 表4 アスベスト調査結果(1/2) 全体・外周の「外観-外壁-吹付タイル」にアスベストが含有されていますが、RC部ALC部にかかわらず建物外周全ての面にアスベストが含有されているということでしょうか。ご教示ください。	当該箇所の石綿含有量については、受注者にて追加の分析をおこない、分析結果に応じた解体工事をおこなってください。
6	発注仕様書	18,19	3) アスベスト 表4 アスベスト調査結果 ソフト巾木、ビニル床シート等にアスベストが含まれていますが、建材本体に含まれているもので、下地調整剤はアスベスト不含有と解してよろしいでしょうか。	層別の分析は実施していません。当該箇所の石綿含有量については、受注者にて追加の分析をおこない、分析結果に応じた解体工事をおこなってください。

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
7	発注仕様書	18,19	3)アスベスト 表4 アスベスト調査結果 大気汚染防止法の改正にともない、解体工事等の元請業者が事前に調査し、都道府県へ報告することが求められています。適正な調査及び対策を実施するにあたり、現時点でアスベストの含有が不明(みなし含有は除く)で、工事受注後に含有が判明したものについては、協議の対象と解してよろしいでしょうか。	本工事は性能発注方式であるため、解体工事の施工上、追加で必要となる調査・除去・処分等は受注者の負担で施工するものとし、請負金額の増減は行いません。
8	発注仕様書	20	2.2 残留・残置物 「施設内に薬品、油脂、貯留タンク等残留物等が残留・残置している場合はすべて引き抜き・撤去し、受注者の負担で適切に処分すること」とありますが、解体時に想定外の場所や隠れた場所、閉塞された場所等事前に確認が不可能な場所で発覚した残存物の処理については、協議の対象と解してよろしいでしょうか。	想定外のケースについては適宜、組合、施工監理業者及び請負業者の3者にて協議とします。
9	発注仕様書	30	2)作業場所の分離・養生 (1)建屋② 「枠組み足場と防音シート等の設置期間は、設置機器等の除染作業の開始から解体完了までとする」とありますが、建屋内のみの作業期間は不要と解してよろしいでしょうか。	安全管理、環境保全の観点から必要な期間をご判断ください。
10	発注仕様書	31	5.2 土間養生 2)処置を行う範囲 「土間養生は以下の設備廻りに計画する。」とありますが、土間養生は任意仮設であり、汚染などが地下に浸透しないように請負者が必要な個所で計画するものと解してよろしいでしょうか。	安全管理、環境保全の観点から必要な箇所において処置してください。
11	発注仕様書	31	5.3 排気処理装置 「換気回数は4回/時間以上」とありますが、排気処理装置の稼働は作業中のみ必要で、夜間及び作業休工日は停止させてよいものと解してよろしいでしょうか。	密閉状態が保持できる場合は夜間・休工日の停止は可能ですが、外部への漏洩がないことを確認・記録する方法等を示してください。外部への漏洩の可能性がある場合は夜間、休工日等も24時間運転してください。
12	発注仕様書	31	5.3 排気処理装置 排気処理装置の設置期間について、「本設備は除染の結果、第2あるいは第3管理区域が第1管理区域となったことが確認されるまでの間」とありますが、第1管理区域であることが確認できた場合でもプラント機器解体が完了するまでは管理区域を解除できないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
13	発注仕様書	32	5.5 給水設備 「本工事に必要な用水は、現ごみ焼却施設の用水(井水)を利用可能とする」とありますが、引込位置をご教示ください。また、使用可能な水量についてご教示ください。	引き込み位置は正面入り口(管理棟横、足湯等前)近くに あります。図面が必要な場合は組合にて資料を閲覧可能 としますので、事前連絡の上閲覧してください。 使用可能水量については井水のため示すことができませ ん。現ごみ処理施設と共有で使用となるため、使用水量に よっては不足する可能性もありますので、タンク等に貯水 の上、解体工事に使用することを想定してください。
14	発注仕様書	32	5.5 給水設備 水量が不足する場合、敷地内に分岐可能な水道施設の引 込箇所はございますか。	受注後の協議事項とします。
15	発注仕様書	36	7.2 建屋解体撤去工事 1)旧ごみ焼却施設工場棟 「施設内に残置されている機材、機材棚、各種部品、予備 品・工具、各種薬品ポリタンク、塗料缶、事務用品(机、椅 子、書棚等)、什器等はすべて撤去する」とありますが、残 置物は事前に当該所有者が適正に処理する指導が行われ ております。また一般廃棄物に該当するため、解体元請 け業者では廃棄物処分法上、運搬・処分できません。 本解体工事着手時に残置されている場合は回収し、敷地 内のご指定場所に仮置きするまでを本工事範囲と解して よろしいでしょうか。	残置物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分し、産 業廃棄物は、受注者にて適正に運搬・処分してください。 事業系一般廃棄物については、集積・積込までとします。 集積場所等は受注後の協議とします。
16	発注仕様書	36	7.2 建屋解体撤去工事 1)旧ごみ焼却施設工場棟 ごみピット内にごみが残留していますが、一般廃棄物に該 当します。残留ごみは本工事にて回収し、稼働中の隣接施 設で受け入れていただけると解してよろしいでしょ うか。	お見込みの通りです。
17	発注仕様書	36	7.2 建屋解体撤去工事 1)旧ごみ焼却施設工場棟 ピット、基礎等を安全に撤去するための仮設計画を検討 するにあたり、現ごみ焼却施設建設時の地質調査結果等 の土質データ、地下水位等の判断できる資料をご開示く ださい。	組合にて資料を閲覧可能としますので、事前連絡の上閲 覧してください。

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
18	発注仕様書	36	7.2 建屋解体撤去工事 1)旧ごみ焼却施設工場棟地下部解体にあたり、くみ上げた地下水は敷地内に放流可能と解してよろしいでしょうか。	解体工事に伴って発生した泥水等は建設リサイクル法及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」、その他関係法令に従い、可能な限り再利用・再生利用・再資源化に努めるものとし、受注者の責任において適切に処理・処分するものとします。
19	工事設計書	37	スクラップ買取費について スクラップ買取費については、マイナス計上するものと解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	その他		土壌汚染について 敷地内には土壌汚染はないものと解してよろしいでしょうか。 また、本工事には土壌汚染対策法に係る土壌調査及び土壌対策工事は含まれないものと解してよろしいでしょうか。	解体対象施設は有害物質使用特定施設には該当せず、形質変更予定面積が3000m ² 未満のため、土壌汚染対策法の形質変更届出は不要であり、土壌汚染対策法に係る調査・工事は含まれません。
21	その他		工事が早期に完了した場合、工期前検査が可能でしょうか。	工期前検査の予定はありませんが、完了予定の時期により受注後に協議可とします。
22	その他	現地説明会	樹木の撤去について 現地説明会の際、現ごみ焼却場施設搬出入路と敷地境界の間の窪地について、埋め戻して拡幅は可能との説明がありました。その際、支障となる樹木の撤去は可能としてよろしいでしょうか。	樹木の撤去は可能ですが、事前に発注者との協議の上決定してください。
23	発注仕様書	42	廃棄物の処分について、事務室・工作物等に残置物が多く見受けられましたが、残置物は一般廃棄物のため工事において産業廃棄物としての処分ができません。請負者にて集積を行い、組合にて回収・処分を行っていただけますでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
24	発注仕様書	42	廃棄物の処分について、ごみピットの底部に残留ごみが多く見受けられましたが、一般ごみは一般廃棄物のため工事において産業廃棄物としての処分ができません。請負者において集積を行い、組合にて回収・処分を行っていただけますでしょうか。	集積・積込・搬入までを工事範囲とします。

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
25	発注仕様書	45	今回の工事範囲は、「土壤汚染対策法の土地の改変面積を3000m ² 未満」となっていることから調査の対象には該当しないと考えられます。調査測定について、本工事は土壤汚染対策法の対象外であり土壤汚染対策法に基づく調査・措置は不要ということによろしいでしょうか。	No.20の回答をご確認ください。
26	発注仕様書	4	図中の南側緑地帯は解体撤去範囲となっているが、緑地帯の表層土壌を掘削除去することになりますか。なる場合は掘削除去の範囲等ご明示ください。	掘削除去の上、跡地整備の計画としてください。範囲は発注仕様書に示している通りです。
27	発注仕様書	41	良質土の品質管理基準として表10にあるとおり、土壤汚染対策法上の重金属類の項目の分析も必要ないということによろしいでしょうか。必要な場合は契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	法令上定められている分析については、本工事の範囲内で実施してください。
28	発注仕様書	45	周辺土壌中のDXN(標準土)は解体中の飛散により土壌への影響がないことを確認のためであるが、そもそも周辺の原土壌に対して土壌のDXNや重金属類の分析は必要ないということによろしいでしょうか。必要な場合は契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	発注仕様書p.20 表7の敷地境界におけるダイオキシン類の分析結果を参照ください。ダイオキシン類は基準値を満足しており、現土壌のダイオキシン類による汚染はないものと思われます。
29	発注仕様書	45	周辺土壌がDXNや重金属類で汚染されている場合は、その掘削土壌の汚染土壌としての運搬・処理費は契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	追加費用が請負金額の1/100を超える場合(公共工事標準請負契約約款 第30条4 に準じる)は組合、施工監理業者及び請負業者の3者にて協議とします。
30	入札説明書及び発注仕様書	2 2	第1章工事概要 9. 工事範囲及び内容(1)解体撤去工事 ①解体対象施設概要(建築物)の旧ごみ焼却施設工場棟の階別面積に4階の面積が含まれておりませんが、記載漏れでしょうか。	階別面積については、04-1 添付資料 9枚目をご確認ください。
31	工事設計書	5	焼却施設のごみピット等の解体には土留めが必要となると想定されますが、工事設計書には計上されておられません。契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。対象でない場合には仕様、数量等を提示願います。	本工事は性能発注方式であるため、解体工事の施工上、追加で必要となる工事等は受注者の負担で施工するものとし、請負金額の増減は行いません。仕様・数量等は提示している参考資料等から推定してください。

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
32	工事設計書	13	南側緑地帯1、南側緑地帯2、東側築山の低木、高木の伐採、除根、集積、処分費は契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。対象でない場合には仕様、数量等を提示願います。	本工事は性能発注方式であるため、解体工事の施工上、追加で必要となる工事等は受注者の負担で施工するものとし、請負金額の増減は行いません。仕様・数量等は提示している参考資料等や現地の状況から推定してください。
33	工事設計書	13	入札説明書p.3には解体跡地整備として、「縁石、雨水側溝及び柵の復旧、補修」が記載されておりますが、工事設計書には記載がありません。契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。対象でない場合には仕様、数量等を提示願います。	本工事は性能発注方式であるため、解体工事の施工上、追加で必要となる工事等は受注者の負担で施工するものとし、請負金額の増減は行いません。仕様・数量等は提示している参考資料等や現地の状況から推定してください。
34	発注仕様書	1	1.1 適用範囲に「足湯施設は本工事の実施中も運転中」との記載があります。現場説明会において、本工事の実施中は供用を止めるとのご説明がありましたが、供用は止めるという認識でよろしいでしょうか。	足湯施設の一般利用は解体工事期間中は休止する予定ですが、休止の期間については受注後協議とします。
35	図面		地下水位・土質が分かる柱状図をご提示いただけますでしょうか。	現ごみ処理施設建設時の資料については組合にて資料を閲覧可能としますので、事前連絡の上閲覧してください。
36	入札説明書及び金抜き設計書	10	②工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること、とありますが、提出する内訳書は金抜き設計書p.1, p.2 と考えてよろしいでしょうか。	金抜き設計書はあくまでも参考ですが、内訳書は金抜き設計書のp.1～p.41を参考に作成ください。
37	04-1 添付資料1	A24	ごみピット部で土留めが必要と思われます。地下水も考慮した土留めの仕様をご指示ください。	本工事は性能発注方式であるため、解体工事の施工上、追加で必要となる工事等は受注者の負担で施工するものとし、請負金額の増減は行いません。仕様・数量等は提示している参考資料等や現地の状況から推定してください。
38	04-1 添付資料1	A24	地下水位が分かる資料はありますでしょうか。	現ごみ処理施設建設時の資料については組合にて資料を閲覧可能としますので、事前連絡の上閲覧してください。
39	特記仕様書	20,36	ごみピット内に残置されている廃棄物は、持ち込みごみとして隣接する清掃工場での処分可能かご教授願います。	No.24の回答を参照ください。

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
40	特記仕様書	20,36	ごみ焼却施設工場棟内に残置されている一般廃棄物(木製パレット、鳩等の死骸、糞も含む)について、持ち込みごみとして隣接する清掃工場で処分可能かご教授願います。	No.15の回答を参照ください。
41	特記仕様書	33	汚染対象設備の洗浄前に行うごみピットの清掃等により生じる排水について、隣接する清掃工場で受入れ可能かご教授願います。	解体工事に伴って発生した汚水等は建設リサイクル法及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」、その他関係法令に従い、可能な限り再利用・再生利用・再資源化に努めるものとし、受注者の責任において適切に処理・処分するものとします。
42	特記仕様書	33	機器設備、煙突の保温材は除染前に撤去し処分を行っても問題ないかご教授願います。	当該箇所の石綿含有量については、受注者にて追加の調査・分析をおこない、分析結果に応じた解体工事をおこなってください。
43	特記仕様書	33	既存建屋を密閉して負圧状態として、除染対象設備の洗浄作業を行う計画としています。建屋屋根裏に使用している保温材(グラスウール)は除染後に調査分析を行い結果確認した後、一般解体にて撤去する計画で良いかご教授願います。	周辺環境の保全が担保されることが必要ですが、御社のノウハウ等、技術的根拠が確認できる場合は採用可能とします。
44	特記仕様書	4	煙突の解体作業及び突筒内部の除染作業のため、該当作業期間について煙突周辺の駐車場・通路を作業ヤードとして使用することが可能かご教授願います。	可能ですが、範囲や期間については受注後の協議とします。
45	特記仕様書	33	内筒内部の除染作業は炉室と同時期に行い、洗浄後に負圧室内で煙突と煙道の接続部を撤去、開口部をシートにて密閉した後、負圧室を分離して建屋側を先行解体する計画とします。煙突の除染後の管理区域の考え方が、内筒の側面は耐火材はなく、底部に耐火材があります。除染後、底部の耐火材を撤去完了後は、負圧設備を撤去して一般解体にて内筒及び外筒を撤去する計画で良いかご教授願います。	周辺環境の保全が担保されることが必要ですが、御社のノウハウ等、技術的根拠が確認できる場合は採用可能とします。
46	特記仕様書	14	仮事務所等の設置場所について、本センターの敷地内であれば本組合の承諾を得て設置できるとありますが、当工事の施工期間中にメンテナンス工事等で敷地内の南・東側緑地、空き地等をしようする予定があればご教授願います。	現在、敷地東側に設置済みの業者用事務所は継続して使用する予定です。南側の搬入車両入口付近の空き地については使用可能ですが、使用方法、設置場所などは受注後の協議とします。

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
47	特記仕様書、図面	36、 A-23	旧ごみ焼却施設工場棟の撤去範囲について、地下ピット、配管、基礎を含むすべてを撤去すると記載がありますが、地下ピットについては地下水位以下を残置することは可能でしょうか。当該場所は清掃組合の所有地で数十年後に清掃工場を新設する計画があるのであれば、新設時に仮設土留めが必要となるので、その時に基礎を撤去したほうが経済的かと思われそうですがいかがでしょうか。	全撤去の計画としてください。(ただし、受託者決定後にピットの取り扱いが変更となる可能性があります。その場合は、協議とします。)
48	特記仕様書、図面	36、 A-23	旧ごみ焼却施設工場棟の地下ピット、配管、基礎を含むすべてを撤去するためには山留壁が必要ですが、その計画・費用算出のため現地のボーリングデータ(地下水位含む)をご教授願います。また、旧工場棟建設時の仮設山留工・水換え工の資料があればご教授願います。	旧工場建設時の資料はありません。現ごみ処理施設建設時の資料については組合にて資料を閲覧可能としますので、事前連絡の上閲覧してください。
49	特記仕様書	40	2)電気計装設備にて、「PCB濃度が0.5mg/Lを超える機器が確認された場合には、必要な処置を講じた後、本組合が指定する場所に移送すること」と記載がありますが、指定する場所は清掃工場敷地内という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
50	全般		後日、専門業者と現地(建物内を含む)の確認は可能でしょうか。	現地説明会は終了しました。
51	全般		現ごみ焼却施設にあるトラックスケールへの銅線は施工者も使用可能でしょうか。ご教授お願いいたします。	トラックスケールへの「動線」と理解しました。現ごみ焼却施設への搬入車両の妨げにならないことが条件です。
52	全般		参考数量表、ご教授お願いいたします。	参考数量表はありません。
53	発注仕様書	42	「8.2 発生材の運搬・処理」について、場内・ごみピットに多くの残置物がありました。残置物は一般廃棄物のため組合にて処分を行っていただけますでしょうか。	No.15、No.24の回答を参照ください。
54	発注仕様書	18	「表4 アスベスト調査結果」について、現地のサンプリング跡を見るとRC部の外壁をサンプリングしたものと考えられます。ALC部のサンプリングは行っていますでしょうか。	添付資料04-3 16ページ～が外壁塗装のサンプリング写真です。添付資料04-1 9ページの外部仕上げ表によると、工場棟はALCとなっています。表4の外壁はALC部のサンプリングに該当します。
55	発注仕様書	14	「7)仮設事務所等」について、工事期間ゲートボール場に仮設事務所を設置することは可能でしょうか。	工事終了後に現状復帰を条件として使用可能とします。
56			本工事は交付金または補助金事業でしょうか。	循環型社会形成推進交付金、その他補助金事業ではありません。
57			旧ごみ処理施設地下ピット等構造物施工時の仮設、湧水状況を確認したく、建設時の工事写真をご提示いただくことは可能でしょうか。	建設時の工事写真はありません。現ごみ焼却施設建設時の写真は組合にて資料を閲覧可能としますので、事前連絡の上閲覧してください。

No.	資料名	資料 ページ	質疑事項	回答
58	入札説明書	3	(5)解体跡地整備 (3)アスファルト舗装(舗装仕様は既設駐車場と同等とする)」と記載がありますが、既設舗装の使用についてご教示願います。	No.3の回答を参照ください。
59	入札説明書	8	(5)技術提案に係る留意事項③「入札参加希望者が提出した技術提案が採用されることが当該対象工事の入札参加条件となる。」と記載がありますが、技術提案の内容を評価し評価点等にて落札者決定に影響することはないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
60	発注仕様書 入札説明書	10 10	1.10 提出図書等 1)実施設計図書及び施工承諾申請図書(2)工事の開始前 ⑧工事設計書等「数量計算書・単価表・単価見積等の単価根拠」と記載がありますが、入札時に提出を求められている「入札金額に対応した工事費内訳書」との関連性についてご教示願います。	原則は、入札金額に対応した工事費内訳書を作成した際の根拠資料ですが、その後の設計協議において変更があったものは可能な限り反映するものとします。
61	工事設計書 (金抜き設計書) 現地説明会	14	6.不要資材等 事務用品(机、いす、書棚等)撤去 1式と記載がありますが、隣接の現ごみ焼却施設にて処分可能なもの、一般廃棄物・ごみピット内残渣等は、現ごみ焼却施設に運搬すれば無償にて焼却等処分していただけるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	No.15、No.24の回答を参照ください。
62	工事設計書 (金抜き設計書) 現地説明会	14	排水処理室他の各種タンクに残存している薬液類の処理については、納入業者引き取りや再利用対応等、発注者様にて対応いただけないでしょうか。ご教示願います。	No.15の回答を参照ください。ただし、残量によっては受注後の協議も可とします。